

訪問リハビリテーション利用契約書

介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

_____様（以下「利用者」といいます）と医療法人 宝美会 浜名病院（以下「事業者」といいます）は、事業所が利用者に対して行う（介護予防）訪問リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、_____年 _____月 _____日より介護保険被保険者証認定の有効期間の満了日までとします。但し、利用者の要介護・要支援認定が更新される場合は、最終更新後の要介護・要支援認定有効期間の満了日をこの契約の満了日とします。

（訪問リハビリテーション計画の決定・変更）

第3条

- 1 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」を作成します。事業者は、この「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、「（介護予防）訪問リハビリテーション計画書」を交付します。
- 2 事業者は「居宅サービス計画」の「生活全般の解決すべき課題」及び「サービス内容」の変更に伴い、「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」を変更します。

（訪問リハビリテーションサービス内容およびその提供）

第4条

- 1 事業者は、第3条に定めた（介護予防）訪問リハビリテーション計画に沿って（介護予防）訪問リハビリテーションを提供します。事業者は（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 2 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービス内容）

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

(サービスの提供の記録)

第6条

- 1 事業者は、(介護予防)訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービスの内容等を連絡ノートに記入します。
- 2 事業者は、(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に関するケース記録を作成し、契約終了後2年間は保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する前2項のケース記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する前2項のケース記録の複写物の交付を受けることができます。

(利用料金と支払方法)

第7条

- 1 事業者は、利用者が受けるサービスの利用料等について、事業者の重要事項説明書等の書類にて説明し、利用者の同意を得ます。
- 2 事業者は、利用者が受けるサービスの利用料等について利用者に書類にて通知し、利用者は通知受け取り後速やかに事業所に支払うこととします。
- 3 利用料支払いについて3か月以上の未払いが発生した場合は利用中止とさせて頂くことができます。

(契約の解約及び終了)

第8条

- 1 利用者は、何時でもこの契約を解約することができます。但し、契約を解約することで当事業者に発生した不測の損害を賠償しなければなりません。
但し、利用者に当事業者の故意または過失による不利益なことがあった場合には、前項の賠償は減額または、なしとすることがあります。
- 2 当事業者は、利用者と当事業者の間の信頼関係をなくす等の特別な理由がない限りこの契約を解約することはできません。
- 3 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判断された場合
 - (2) ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (3) ご利用者が死亡した場合
 - (4) 当事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合

(秘密保持)

第9条

- 1 事業者及び従業員は、(介護予防)訪問リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。なお、従業員退職後も同様条件といたします。
- 2 事業者は、利用者またはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

(損害賠償)

- #### 第10条
- 当事業者は、サービスの提供を行う上で、この契約による各条項に違反し、または介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者のサービス利用に不具合を発生させ、損害を与えた場合には、当事業者はその損害を速やかに賠償する義務を負います。

(緊急時等の対応)

第11条 事業者は、現に(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに利用者の主治医への連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(連携)

第12条 事業者は、(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情等)

第13条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、(介護予防)訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(裁判管轄)

第14条 この契約に原因のある紛争で訴訟の必要が発生したときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(協議事項)

第15条 この契約に定めていない事項については、介護保険法、民法及びその他の関係法令に従い、利用者と当事業者が誠実に話し合いをしたうえで決定します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び家族等、事業者が署名の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(家族もしくは代理人)

住 所

氏 名

利用者との続柄

(事業者)

当事業者は、サービス事業者として上記利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任もって行います。

所 在 地 〒431-0423 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地 15 番地の 70

名 称 浜名病院 訪問リハビリテーション

代表者名 浜名病院 院長

電 話 (053)577-2333 FAX (053)-573-0322